ふるびら経営促進事業補助金申請受付要項

**１　趣旨**

　　新型コロナウイルス感染症の影響が依然として町内事業者に大きなダメージを与えていることから、経常的経費や感染症対策の強化に関連する事業に対し補助金を交付することで、今後の経営促進を図っていくものです。

**２　交付対象者**

　　ふるびら経営促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第２条及び第３条に該当する町内事業者。

**３　補助対象経費**

　　交付要綱第４条によります。

　　①町内事業者が事業を行うために発生した経常的経費

　　②新型コロナウイルス感染症対策の強化に関連する事業

**４　補助金額**

　　交付要綱第５条によります。

　　法人・・・上限５万円

　　個人事業主・・・上限３万円

**５　交付方法**

　　銀行振込　　※申請書に記載された銀行口座へ振り込みします

**６　申請に必要な書類**

　　交付要綱第６条によります。

　　①領収書等、内訳や内容が分かるものの写し

　　　　・宛名が、法人名又は個人事業主名と分かるもの、口座振替等の場合は、該当箇所の通帳の写し等

　　②振込先口座が確認できる書類

　　　　・通帳の写し

　　③本人確認が出来る書類

　　　　・運転免許証、保険証、マイナンバーカードの写し等

　　④宣誓書

　　　　・自署で提出

　　※上記以外にも、申請後必要に応じ追加の書類提出を求めることがあります。

**７　補助対象となる期間**

　　令和３年４月１日から令和３年１２月３１日まで

**８　受付期間**

　　令和３年１０月４日から令和４年１月３１日まで

**９　受付方法**

　　①申請書を持参提出する方法

　　　・受付期間内に必要書類を、次のいずれかの期間に提出してください。

　　　　古平町役場　産業課　商工観光係　　　Tel　４２－２１８１（内線５２）

　　　　古平町商工会　　　　　　　　　　　　Tel　４２－２３７７

　　　　東しゃこたん漁協　本所　　　　　　　Tel　４２－２５１１

　　②申請書を郵送する方法

　　　・必要書類を簡易書留や一般書類、レターパック（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。

　　　・送付先　046-0192　古平町大字浜町40番地4　古平町役場産業課商工観光係

　　　※令和４年１月３１日（月）の消印有効です。

　　　※切手を貼り付けの上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載ください。

　　　※申請書の返送はいたしません。

**９　交付の決定**

　　①申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められた場合は交付します。

　　　交付の決定がされた際、交付決定通知書を発送します。

　　②補助金を交付しない旨の決定をした場合は、不交付決定通知書を発送します。

　　　※審査の中で、不明な点などがあれば電話等により内容確認させていただく場合がありますのでご了承ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 受付期間（毎週金曜日締め） | 交付予定日（口座振込日） |
| １０月　４日（月）～１０月　８日（金） | １０月２１日（木） |
| １０月１２日（火）～１０月１５日（金） | １０月２８日（木） |
| １０月１８日（月）～１０月２２日（金） | １１月　４日（木） |
| １０月２５日（月）～１０月２９日（金） | １１月１１日（木） |
| １１月　１日（月）～１１月　５日（金） | １１月１８日（木） |
| １１月　８日（月）～１１月１２日（金） | １１月２５日（木） |

　　　※以降、同じペースで令和４年１月３１日（月）まで受付します。

　　　※受付日は、土日祝日を除く平日になります。

**１０　その他**

　　　町が補助金を交付後、これの全部又は一部を取り消すこととなった場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。

　　　交付申請の際は、上限額を上回るように申請して下さい。

　　　（上限額に満たない場合は、上限額より少ない額で交付されます。）

**１１　お問い合わせ先**

　　　古平町役場産業課商工観光係　４２－２１８１（内線５２）